

福島県知事

内堀 雅雄 様

令和5年台風第13号災害に係る
被災者生活再建支援に関する緊急要望

令和5年9月15日

福島県

いわき市長 内田 広之

南相馬市長 門馬 和夫

令和5年台風第13号災害に係る 被災者生活再建支援に関する緊急要望

令和5年台風第13号により、9月8日夜には県内初となる線状降水帯が浜通り地域で発生し、いわき市、南相馬市の両市で1,200棟を超える住家が床上浸水となるなど、大規模な浸水被害が発生しました。

この大規模な浸水被害からの住宅再建を支援する国の制度において、全壊又は大規模半壊及び中規模半壊については、被災者生活再建支援法による支援金を受けられるものの、床上浸水でも0.5メートル未満の場合は「半壊」以下となり、住宅を解体しない限り、同法の支援金は受けられません。

このため、被災者生活再建支援法の対象とならず、生活再建に向けた支援が乏しい、半壊以下の床上浸水世帯について、令和元年台風第19号等災害時と同様に、福島県独自の支援制度を創設するよう緊急に要望いたします。